

# 数理科学会論文集投稿規定

本規定は、数理科学会論文集への投稿時および投稿後のプロセスについて定める。

## I. 投稿プロセス

### 1 原稿の投稿について

#### [投稿者の資格]

1.1 原稿の投稿は著者(共著者がいる場合は全共著者を代表する者)が行う。投稿者の会員資格はこれを問わない。

#### [原著及び未投稿]

1.2 投稿原稿は著者あるいは全共著者の原著であり、公開(配布または販売)されていないものに限る。当該原稿は、原稿受付日の時点で、未公開であり未投稿でなければならない。本会が主催または共同主催し、本会に著作権が譲渡された講演会やシンポジウム等の原稿は、原則として、公開原稿とはみなさない。ただし、共同主催学協会と特別な協定が締結された場合は当該協定に従う。

1.3 未公開であり未投稿であることの確認は著者が行う。

1.4 本会において1.3 節に違反することが確認された場合は、掲載を認めない。

#### [著作権]

1.5 掲載された原稿の著作権は原則として本会に帰属する。

(1) 原稿が投稿された時点をもって、著作権は本会へ譲渡されたものとする。著者は著作権委譲書に署名し、これを投稿時に提出する。共著者がいる場合は、全共著者は本会への著作権譲渡を研究代表者(投稿者)に委任し、研究代表者(投稿者)が著作権委譲書を作成し提出する。

(2) 著者あるいは共著者が全文を複製の形で他の著作物に利用する場合には、事前に本会へ文書で申し出を行い、承諾を求めなければならない。ただし、投稿原稿あるいは掲載された論文の一部を複製、翻訳・翻案などの形で利用する場合、本会では原則としてこれを妨げない。

(3) 第三者から、原稿の複製あるいは転載に関する承諾の要請があり、本会において必要と認めた場合はこれを承諾することがある。

(4) 著者あるいは共著者の所属機関(大学、会社、研究機関等)が、投稿原稿の電子書庫での保存やインターネットでの公開を行う場合に限り、本会への承諾申請は免除する。ただし、掲載の際に初出の出典(本会の発行物)を明記するとともに、共著者がいる場合は全共著者から承諾を得ることを条件とする。

(5) 著作権に関して問題が生じた場合、すべての責任は著者あるいは全共著者にあるものとする。

#### [原稿受付日]

1.6 原稿の受付日は、著者が投稿を行った日とする。ただし、校閲の結果として内容の加筆・修正などを依頼した原稿については、本会出版部会からの照会発信日から2か月以内に著者から回答とともに改訂原稿が提出されなければ、最初の受付日は無効となり、その後に改訂原稿が提出された日を新たな原稿受付日とする。

#### [倫理指針]

1.7 原稿は、ヒトを対象とする研究を行った場合、“ヘルシンキ宣言”の倫理的原則に則って行い、プライバシーに十分配慮し、インフォームド・コンセントを得た上で投稿する。ヒトおよび動物を対象とする研究等を行った場合、所属機関等の倫理委員会あるいは動物実験委員会等の承認を受けなければならない\*。また承認を受けた研究であることを論文中に明記する。

\*:所属機関のコンプライアンスを担当している部署の承認でも可とする。利害関係のない第三者の審査委員を立て承認を得ていることでも可とする。

#### [利益相反]

1.8 利益相反がある場合には、説明責任と公明性を重視して、関係する情報を全て開示する。

#### [原稿受付番号]

1.9 投稿された論文には、原稿毎に個別の原稿受付番号を付与する。著者への照会事項に対する回答など、本会への連絡にはこの原稿受付番号を用いる。

#### [原稿掲載の可否]

1.10 原稿掲載の可否は、校閲の結果に基づいて出版部会が決定する。出版部会にて掲載可と決定された日を投稿論文の採択日とする。

#### [論文の責任]

1.11 論文の内容についての責任は、すべて著者が負うものとする。全てのデータは、事実に基づいた正しいものを記載する。

#### [掲載料]

1.12 掲載された論文に関して、原則として著者は掲載料を支払う。掲載料は別に定める。

## 2 記事の内容

#### [発行・内容]

2.1 自然科学及び工学とその関連分野に関する学術技芸の進歩をはかり、もって人類社会の発展と安寧および福祉の向上に貢献することを目的として、学術誌を年1回以上発行する。

#### [書式・規定ページ数]

2.2 原稿は本会所定のテンプレートに従い作成する。学術誌に掲載される原稿1編当たりのページ数は、6ページ以下とする。ただし、出版部会が特に必要と認めた原稿については超過を認めることがある。

## II. 投稿後のプロセス

### 1 原稿受理、照会に対する回答の期限

#### [原稿受理]

1.1 新規投稿原稿を受け付けた際、出版部会は、原稿受理通知(E-mail)に、原稿受付番号、表題、原稿受付年月日、及びその他の著者への連絡事項を記入した上で通知する。

#### [不備のある原稿の取扱い]

1.2 投稿の条件にはずれた原稿、不鮮明な図(写真)・表が利用されている場合及びレイアウトの不備な

原稿は、原稿不受理または不備な条件を完備するように著者に再作成を依頼する。原稿受付日は投稿の条件が満たされた日とする。

#### [校閲と著者への照会]

1.3 投稿の条件を満たす原稿は校閲を受ける。校閲の結果、掲載可と判定されなくても、改訂次第で掲載可と判定される可能性がある場合、著者への照会（内容の加筆・修正などの依頼を含む）が投稿者に送付される。

#### [照会に対する回答の到着日について]

1.4 著者への照会発信日から2か月以降に投稿された改訂原稿については、回答到着日を原稿受付日とし新規投稿原稿相当（校閲は継続する）として取り扱う。なお、照会発信日から3か月を経過しても回答のない場合は、投稿の意志がないものと判断して、原稿の校閲判定を「掲載否」とする。ただし、回答提出期限の延期申立て（「II. 投稿後のプロセス2.2 参照」が認められた場合はその限りではない）。

#### [正原稿の提出]

1.5 掲載可と決定された場合には、出版部会より正原稿提出のお願いをしますのですみやかに提出する。

#### [原稿提出後の連絡先の変更について]

1.6 原稿が提出されて受理された後に連絡先が変更になった場合は、変更後の情報を出版部会へ提出しなければならない。

## 2 著者回答の提出期限延長申立て

#### [延長理由届けの提出]

2.1 不可抗力（たとえば、病気、急な海外出張）により期限までに回答不可能の場合には、原稿受付日が無効（「1. 投稿プロセス1.6 節参照」となる前に、回答提出予定日（照会発信日から3 か月以内）を付した回答期限延長理由書を出版部会へ提出しなければならない）。

#### [延長理由の取扱い]

2.2 提出された延長理由は出版部会において審議し、「不可抗力」と認められた場合に限り、回答提出の延長を認めることができる。延長が承認された場合は、「I. 投稿プロセス1.6 節」にかかわらず最初の原稿受付日を有効とする。認められた延長期限までに原稿または回答が提出されない場合は、投稿の意志がないものと判断して、原稿の校閲判定を「掲載否」とする（校閲は継続しない）。

## 3 論文集への掲載可否

#### [掲載可否の通知]

3.1 掲載の可否は出版部会が決定し、その結果を著者に通知する。掲載否と決定された原稿は、理由を付して速やかに著者にその結果を通知する。その際に、著作権を返却する。

#### [反論]

3.2 掲載否とされた場合、著者は特に意見があれば申し出ることができる。なお、掲載否の理由に基づいて改訂された原稿は反論とはならない。反論に対しては次のような処置が行われる。

(1) 返却理由に対して、著者より意見が提出された場合は、出版部会に諮りその取扱いを決定する。

(2) 再校閲の場合は次のいずれかによる。

a) 否と判定した校閲委員に、返却理由及び著者の反論を添えて再校閲を依頼する。

b) 見解の相違と考えられる場合は、出版部会は新たに1名の校閲委員を選出する。

(3) 同一論文に対しての反論は1回限りとする。

(4) 反論は掲載否の通知がされた日より2か月以内に申し出をする。

#### 4 著者校正

著者校正は1回とし、原稿の誤記（ケアレスミス）の修正のみとする。

#### 5 掲載料

掲載決定後、請求書を送付するので、速やかに掲載料を支払うこと。掲載料は別に定める。

#### 6 原稿の取下げ

原稿を取り下げたい場合、著者（共著者がいる場合は全共著者）はその旨を署名入り理由書（原稿受付番号を併記）とともに速やかに出版部会に提出する。出版部会で取り下げが認められた場合、著者あるいは全共著者へ著作権を返却する。出版部会から掲載決定の通知がなされた後に原稿を取り下げる場合は、著者は掲載料を負担する。一度取り下げた原稿の再投稿は、すべて新原稿としての投稿として扱う。また、論文として公開された後に取り下げを行う場合、出版部会は各誌を通じてその旨を公開する。

#### 7 原稿提出後の訂正

原稿提出後の訂正は原則として認めない。ただし、誤記（ケアレスミス）は著者校正の際、修正することができる。

本規定の変更は出版部会の承認を必要とする。

平成11年6月14日制定

平成15年6月18日一部改定

平成26年7月14日一部改定